

# 初めて障がい福祉と 出会うあなたへ・1

## ～障がい福祉の歴史～戦後から令和まで～

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長  
(公社) 発達障がい連盟 発達障がい白書・JLニュース編集長  
内閣府障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進に関する検討会委員  
厚生労働省障がい児通所支援の在り方に関する検討会委員

又村 あおい

# 終戦直後 → 高度経済成長期

1. 近代の障がい者福祉・障がい者施策は、終戦後の「戦災孤児（児童福祉）」と「戦傷病者（身体障がい）」からスタートしました
2. そのため、戦後まず法制化されたのは児童福祉法であり、その後に身体障がい者福祉法が施行されました
3. 他方で精神障がい分野は「精神衛生法」という、精神科医療に関する法律が位置付けられました
4. 高度成長期になり、ようやく知的障がい分野の法律である「精神薄弱者福祉法」が制定されました

年号	できごと	ポイント
昭和22年	児童福祉法の制定 学校教育法の制定	児童福祉法では、戦災孤児対策のほか療育の考え方にに基づき、治療と教育を一体的に提供（入所中心） 学校教育法では、特殊教育の位置づけを明確化
昭和24年	身体障がい者福祉法の制定	昭和23年のヘレン・ケラー女史来日を機に視覚障がい者の福祉法を検討するも、GHQの誘導により身体障がい者全体を対象とした法律として制定
昭和25年	精神衛生法の制定	精神病患者監護法と精神病院法を廃止して、適切な医療提供と保護を目的に精神衛生法を制定。これにより、私宅監置（いわゆる座敷牢）は法的に廃止

年号	できごと	ポイント
昭和34年	デンマークで「1959年法」が成立	デンマークにおける知的障がい者福祉法であり、当時としては画期的な「ノーマライゼーション」の理念を提示したことで有名（当時は欧州でも「インテグレーション」の考え方が強かった）
昭和35年	精神薄弱者福祉法の制定	身体・精神から遅れること10年以上で知的障がい分野の福祉法が制定（その後、平成10年まで名称変更されず）
昭和39年	東京オリンピック・パラリンピックの開催	それまでは「国際ストーク・マンデビル競技会」という傷痍軍人向け大会だったものを、パラアスリートの大会として開催（本格的なパラリンピックは、東京大会から）

年号	できごと	ポイント
昭和45年	心身障がい者対策基本法が成立	議員立法により、厚生行政分野だけでなく、教育や労働、公共交通やバリアフリーなどにも広がる総合的な法律として位置付け
昭和47年	難病医療に対する公費医療助成制度の開始	厚生省の予算事業として、難病患者への医療費公費負担を制度化
昭和54年	養護学校の就学義務化	それまでは盲学校・ろう学校のみ就学義務とされてきた養護学校も義務化されたことで、すべての学齢児が小中学校義務となった

# 高度経済成長期 → 平成期

1. 昭和56年に国連で採択された「国際障がい者年」を契機として、平成初期にかけては教育やバリアフリーの分野で新しい施策が進められました
2. 障がい福祉サービスの分野では、最大のトピックスが平成15年の「支援費制度」と平成18年の「障がい者自立支援法」の施行となります
3. そして、国際的には平成18年の「障がい者権利条約」の採択が非常に重要な動きとなります（日本も批准に向けた制度改革を行いました）

年号	できごと	ポイント
昭和54年	いわゆる養護学校入通学の義務化	それまで「就学免除」という扱いで就学が大きく制限されていた重度障がい児も含め、すべての子どもに教育権を保障 (ただし、学びの場を分けることについてはインクルーシブ教育の面から課題あり)
昭和56年	国連で「国際障がい者年」を採択	「完全参加と平等」をスローガンとして、国際的に障がい者施策を推進する機運を醸成(のちの障がい者権利条約採択へとつながる第一歩)
昭和61年	国民年金法の改正	社会連帯の観点から、成人前障がいに対する年金を「障がい基礎年金」として制度して、不十分ながら障がい者への所得補償制度を確立

年号	できごと	ポイント
昭和62年	障がい者雇用促進法の改正	従来は「身体障がい者雇用促進法」だったものを、知的障がいにも拡大したことで、法律名称を変更（その後、精神障がい・発達障がいにも拡大）
	精神保健法（改正・精神衛生法）の制定	従来精神衛生法を改正し、法律名称も変更したもの。入院に関する本人同意や指定医制度などを創設するとともに、従来は「治療」のみだった視点に「福祉」の視点を盛り込み、グループホームなど各種の障がい福祉サービスも規定（平成7年には、さらに法改正して精神衛生福祉法と改称） 各種の障がい福祉サービスについては、平成18年度の障がい者自立支援法へ合流



年号	できごと	ポイント
平成 5 年	障がい者基本法が開催	それまでの「心身障がい者対策基本法」を改正し、「対策」ではなく「施策」としての位置づけを明確化
	通級による指導の制度化	小・中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がいがある児童生徒を対象とした通級指導を制度化。これにより、「特殊学級か通常学級か」の二者択一から選択肢が広がる
平成 6 年	高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行	いわゆる「ハートビル法」のこと。主に公共施設におけるバリアフリー化の推進するため、段差の解消や障がい者用トイレの設置などの認定制度を規定

年号	できごと	ポイント
平成 1 2 年	高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行	いわゆる「交通バリアフリー法」のこと。建築物だけでなく、公共交通や移動に関するバリアフリー化を進めるための法律（近年では「心のバリアフリー」も意識的に推進）
	障がい者施策推進本部の設置	障がい者基本法における国の「障がい者基本計画」などを推進するため、内閣府に設置（現在の障がい者政策委員会の前身に当たる組織）
平成 1 5 年	支援費制度の施行	それまでの「措置制度」（行政が障がい福祉サービスの全てを決定する仕組み）から、利用者が事業者と契約してサービスを利用する仕組みへの転換。あわせて事業所の参入要件も大幅に緩和

年号	できごと	ポイント
平成16年	発達障がい者支援法の施行	アスペルガー症候群や高機能自閉症、あるいは注意欠陥多動性障がい（ADHD）や学習障がい（LD）などの「発達障がい」の概念を明確化し、発達障がい者支援センターなどの支援施策を推進
平成18年	国連「障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約）」の採択	障がい者の基本的人権や法で認められる自由の確保、あるいは人として固有の尊厳を尊重するよう求める。「nothing about us, without us（私たちのことを私たち抜きで決めないで）」というスローガンが有名
	障がい者自立支援法の施行	支援費制度が財政的に行き詰まり、また精神障がい者が対象になっていなかったことなども踏まえて制定。利用者負担1割が非常に重く、障がい程度区分も不評。就労支援や相談支援の仕組みを導入

年号	できごと	ポイント
平成18年	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	いわゆる「バリアフリー新法」のこと。それまでのハートビル法と交通バリアフリー法を一体化してバリアフリーの取組みを強化したもの
平成19年	国連「障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約）」の署名	条約の署名とは、条約の内容を確認し、国として了解する行為のこと。批准（条約の内容に沿った国内法制度を整備し、条約の仲間入りをする手続き）の前段階
	学校教育法の改正	それまでの「特殊教育」（特別な場において、障がいの種類、程度に応じた適切な教育を行うという考え方）から、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行う考え方である「特別支援教育」へ転換

# 平成期 → 権利条約批准期（令和期）

1. 平成21年に政権交代が実現し、民主党中心の政権は障がい者権利条約の批准に向け、内閣府に「障がい者制度改革推進室」を設置しました
2. 従来の各省庁による取組みを内閣府で一元化し、迅速かつ総合的に法制度の創設、見直しを進めました
3. 結果、平成25年に最後のハードルとされた障がい者差別解消法が制定され、平成26年に障がい者権利条約を批准することとなりました
4. 批准後も漸次的に法制度が見直し・改善されています

年号	できごと	ポイント
平成 2 3 年	障がい者基本法の改正	権利条約の批准に向け、平成 1 6 年の改正に続いて大改正。障がい定義の見直しや合理的配慮、意思決定支援の概念提示、療育、防災・防犯、選挙や司法における手続きなどを広範に改正
	障がい者虐待防止法の施行	児童・高齢者分野では法律が存在する虐待防止法について、高齢者虐待防止法を下敷きに障がい者虐待の防止と養護者支援などを規定
平成 2 4 年	障がい者自立支援法の改正	自立支援法施行以来の課題である 1 割の利用者負担軽減、障がい児通所支援の抜本的な組換え（児童発達支援、放課後等デイサービスなどの制度化）、計画相談の全件作成などを位置づけ

年号	できごと	ポイント
平成24年	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行	いわゆる障がい者優先調達推進法のこと。行政機関に対して、障がい福祉サービス事業所や特例子会社などから優先的に物品や役務を調達することを求める
平成25年	障がい者差別解消法の制定、障がい者雇用促進法の改正	権利条約の批准に向けて最後のハードルとされた障がい者差別の禁止を盛り込んだ法律。差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などを規定し、就業分野は同趣旨を雇用促進法の改正で対応
平成26年	障がい者総合支援法の全面施行	従来は「障がい者自立支援法」だったものを法律名称変更し、制度対象者の拡大（難病の人への拡大）、グループホームとケアホームの一元化、従来の障がい程度区分に代わる障がい支援区分の導入、重度訪問介護の対象見直し

# 祝！権利条約批准！！

- 1.平成26年（2014年）2月、日本が国連・障がい者権利条約の批准国（締結国）に
- 2.今後は、定期的に国連から国内の障がい者施策に関するチェックを受ける（まず2年後に報告書提出、その後は少なくとも4年に1回は報告書を提出）
- 3.国際水準に照らして立ち遅れている分野があった場合、施策の拡充や改善を勧告されることも



# 祝！権利条約批准！！

4. 国連への政府レポート（報告）は、外務省が担当、障がい者団体などが独自の「パラレルレポート」を提出することも可能（日本もJDFが提出）
5. 権利条約の国内監視機関としては、障がい者政策委員会を想定
6. 日本も最初のレポートを2016年に提出したが、新型コロナで国連の審査が間に合わず、このままの予定でいくと2021年頃の初回審査か

年号	できごと	ポイント
平成 27 年	難病の患者に対する医療等に関する法律（いわゆる難病法）の施行	難病医療に対する公費医療助成制度を法定化し、医療費助成の疾病を大幅に拡充（その後も定期的に対象疾病を見直し）窓口負担は原則 2 割 + 所得に応じた月額負担上限を設定
平成 28 年	成年後見制度利用促進法の施行	成年後見制度の利用を促進するため、利用促進に関する基本方針の策定（国・自治体）、身上保護の充実、欠格条項の解決、市民後見人の養成促進などを提示
	発達障がい者支援法の改正	平成 16 年の制定以来の改正。「発達障がい者支援地域協議会」の設置、教育場面における個別支援計画の作成やいじめ防止、国を主体とする就労支援、家族等への支援などを盛り込む

年号	できごと	ポイント
平成 2 9 年	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正	住宅確保が難しい人向けの賃貸供給をめざす、いわゆる「住宅セーフティネット」の構築を目指し、居住支援協議会や居住支援法人の設置、家賃低廉化補助制度などを創設
平成 3 0 年	障がい者総合支援法の改正	施行後 3 年を目途とした法改正。自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用（共生型類型の設定）などがスタート
	公務部門における障がい者雇用の計上不正発覚	省庁における障がい者雇用のカウントに重大な誤りがあり、社会問題化 その後、公務部門における障がい者雇用に関する関係閣僚会議などが設置され、省庁で障がい者雇用が進展するも、課題山積

年号	できごと	ポイント
平成30年	障がい者文化芸術活動推進法の施行	「アール・ブリュット」（生の芸術）やエイブルアートなどの障がい者芸術を振興するとともに、障がいのある人も気軽に文化芸術施設を利用したり、文化芸術活動に関わったりできるような取組みを推進
平成31年	いわゆる「強制不妊」問題への対応	障がいがあることを理由とした強制的な不妊術に対する慰謝金を支払うため、平成31年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立、施行
令和元年	成年後見制度利用に関する「欠格条項」の撤廃	後見類型になると自動的に公務員を失職するといった「欠格条項」を撤廃するため、令和元年6月にいわゆる「欠格条項撤廃法」が成立、施行

年号	できごと	ポイント
令和元年	視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行	主に視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人の読書環境を整備することを推進。図書館におけるアクセシビリティ対応図書の実践やインターネットの活用、読書バリアフリーを推進する人材の養成などを規定
令和2年	聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律（電話リレー法）の施行	主に聴覚障がい者を対象として、耳の聞こえる人との通話をオペレーター経由でリレーする仕組みで、総務大臣が基本方針を示す。オペレート費用は電話会社が負担金を指定事業者へ支払う（おそらくその経費は電話料金に上乗せされる）
令和3年	障がい者差別解消法の改正	現行では行政機関のみが義務となっている合理的配慮の提供が民間事業者を含め全面的に義務となるほか、自治体における相談対応従事者の確保や事例収集などが努力義務化（施行は令和6年の予定）

# つまり、ここ15年ほどは・・・

障がい者権利条約の批准に向けた国内法制度の創設・改正時期 = 障がい福祉史上初の法制度大改正期だった

## 制度改革議論

- 当事者団体からの意見を踏まえ、障がい者制度改革推進本部において国内の法制度を整備

- 権利条約の批准に値する法制度を整備
- そのため、多くの法律を創設、改正することに

## 権利条約批准

平成26（2014）年2月に批准、令和4（2022）年に初回審査予定

- 平成18（2006）年に条約成立
- 日本は平成19（2007）年に条約へ署名

## 権利条約署名

# これから先に起きること

1. 令和4（2022）年には、障がい者権利条約の初回審査が予定されており、国連の審査結果によっては法制度の改善が勧告される（特に成年後見制度や特別支援教育などは指摘される可能性あり）
2. 令和6（2024）年には、障がい者差別解消法の改正が予定されており、合理的配慮の提供が官民間問わず全面的に義務化される
3. 同じく令和6（2024）年には、障がい者総合支援法の改正が予定されており、通過型のグループホームや就労アセスメント特化型サービスなどが制度化される見込み

# 障がい者施策は大きく動いている

1. たとえば終戦から平成以前までの50年にわたる法制度状況と平成以降の法制度のうごきを比べると、同じ施策対象とは思えないほど
2. その背景に障がい者権利条約の批准があったことは事実（権利条約があったから国内法制度も改善してきた）
3. 他方、障がい福祉は「制度のうごきは少ないが、対人援助は丁寧」という施策分野だったところ、怒涛の制度改革で「制度もうごき、人も動く」分野となった



# 障がい者施策は大きく動いている

4. あまりに急激な制度改革だったことから、法律を運用する市町村の対応が追いつかず、「制度はあれど宝の持ち腐れ」となっている地域も
5. また、以前の「措置制度」が70年も続いたことから、ベテランになるほど以前の仕組みを知っており、新しい動きを受け入れことが苦手

良くも悪くも、障がい者施策は大きな動きの中にある

ご清聴  
ありがとうございます  
ございました

# ご参考まで・・・（その1）

## 全国手をつなぐ育成会連合会

2020年4月から、一般社団法人として生まれ変わりました

<http://zen-iku.jp/>



または、「全国手をつなぐ育成会連合会」で検索していただくと  
たいがいはトップで表示されます。

QRコードはこちら！

# ご参考まで・・・（その2）

あたらしいほうりつの本（2018年版）

全国手をつなぐ育成会連合会では、できるだけ読みやすく、障がい福祉サービスや年金・手当などの概要や手続きのながれを解説した『あたらしいほうりつの本』を発行しています。



お求めは、全国手をつなぐ育成会連合会のホームページから！

<http://zen-iku.jp/publish/book>



# ご参考まで・・・（その3）

賛助会員になると、毎月『手をつなぐ』が届きます

「手をつなぐ」は、知的な障がいのある当事者（本人・家族）に関しての各地の情報、わかりやすい制度の説明、各地で元気に活動する人たち、親の声、本人の声が満載の情報誌です。

賛助会員（年間4,100円）になると、毎月『手をつなぐ』をお届けいたします。

1か月あたり約350円！

ホームページ <http://zen-iku.jp/publish/tsunagu>  
（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



# ご参考まで・・・（その4）

「おたすけプラン」シリーズ大好評です！

育成会の会員向けの福利厚生として展開する保険事業「おたすけプラン」シリーズは「所得補償保険」「がん保険」「傷害総合保険」の3種類で、いずれも障がいのある人にもご加入いただけるよう、運用を工夫しています（障がい以外の理由で加入できない場合があります）。加入対象は、育成会の会員〔障がいのある人、障がいのある人の家族（親、きょうだい）、障がい福祉サービス事業所の職員、全国手をつなぐ育成会連合会の賛助会員〕の皆さまです。

（お問合せ）

電話：03-5358-9274（平日10時から19時）

メール：info@zen-iku.jp（24時間受付）



# おたすけプランシリーズの概要

(1) がんのおたすけプラン：日本人の2人に1人は患う「がん」に特化した保険

⇒ 告知事項をシンプルにしたことで、知的障がいのある本人が加入しやすく

(2) おたすけプラン・日ごろの備え：個人賠償責任保険+傷害総合保険+特定感染症補償

⇒ 日常生活での賠償トラブルを補償し、新型コロナウイルス感染を一部補償。自転車の自賠責も兼ねる。手ごろな価格でご加入可能。（年齢による保険料変動がなく、告知不要）

(3) 暮らしのおたすけプラン：所得補償に特化した保険

団体契約により**保険料10%割引!**

⇒ 病気やけがで長期休業（退職）になった場合に給与の60%程度を補償（精神疾患による休職も2年間補償）

知的障がい者を支える人向け  
「暮らしのおたすけプラン」

所得補償保険  
+ 葬祭費用等補償特約

知的障がい者本人  
の安心・安全・健康をサポート

がん保険

日ごろの備え  
個人賠償+傷害+特定感染症

手をつなぐおたすけプラン